

感染症発症時の登園基準について

感染症発症時、証明書等を提出無しで登園していただけますが、下記の

出席停止期間を必ずお守りください。

なお、医師が完治したと診断した場合は、この限りではありません。

加療・静養をして、完治してから登園してください。

第一種	重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルスによるものに限る)	治癒するまで。
	鳥インフルエンザ(H5N1)	
	その他、新感染症(新型インフルエンザ等)	
第二種	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
	インフルエンザ	発病した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水疱瘡)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	医師の指示による
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	腸管出血性大腸菌感染症(O157)	医師の指示による
	流行性角結膜炎(はやり目)	
	急性出血性結膜炎(アポロ病)	
	手足口病	
	ヘルパンギーナ	
	マイコプラズマ感染症	
	流行性嘔吐下痢症 (ノロウイルス、ロタウイルス、感染性胃腸炎)	
	ウイルス性肝炎	
	伝染性紅斑(りんご病)	
	溶連菌感染症	
	その他の感染症	